

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う申請手続等に係る特例措置について

輸出注意事項2020第13号・輸入注意事項2020第6号(R2. 4. 30)

最終改正：輸出注意事項2022第22号・輸入注意事項2022第9号(R4. 9. 1)

経済産業省貿易経済協力局

新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続等に係る特例措置を下記のとおり定め、令和2年4月30日から施行する。

なお、「新型コロナウイルスの流行に伴う貿易管理上の措置について（令和2年2月14日付け輸出注意事項2020第3号・輸入注意事項2020第1号・関税割当注意事項第3号）」は、令和2年6月21日限りで廃止する。

記

1 輸入承認証の有効期間の延長申請について

輸入承認証の有効期間の延長申請において、「延長を必要とすることを立証する書類」の入手が困難な場合には、「延長が必要となった具体的な事情・経緯及び延長を必要とすることを立証する書類の提出が困難であることの理由を記載した理由書」の提出により、当該書類に替えることができるものとする。

2 適用期間

当面の間、上記の特例措置を適用するものとし、今後の状況に応じて、当該措置の変更又は廃止を行う。